

令和3年5月19日

関係各位

広島県商工労働局雇用労働政策課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

「緊急事態宣言」の発出に伴う  
新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策への協力について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策についての周知等に御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

5月14日、本県に対して、「緊急事態宣言」が発出されました。

本県の現時点における感染状況はステージⅣとなり、県全域で新規報告者数が急増し、連日、新規感染者数が200人を超えていることや、県内における変異株の流行、病床の逼迫率の上昇から、本県は危機的な状況にあります。

これにより、県では、5月16日から5月31日までの期間、緊急事態措置期間とし、必要な緊急事態措置（県全域）を講じるとともに、集中的な感染拡大防止対策に取り組みます。

つきましては、別紙「新型コロナウイルスの感染を防ぐため 協力をお願いします」を、外国人を雇用する企業の皆様や外国人の方へ周知くださるようお願いいたします。

○ 送付資料等

- ・新型コロナウイルスの感染を防ぐため、協力をお願いします  
「やさしい日本語」及び多言語（9言語）サイト（機械翻訳）リンク  
<https://www.catapoke.com/viewer/?open=4f76e>

担当 外国人材受入・共生対策担当  
電話 (082)513-3410  
(担当者 稲垣)